

埼玉県報

第 633 号 令和 7 年(2025 年) 7 月 11 日 金曜日

目 次

管理規程

○ 埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程(公営企業・財務課)

告示

- 令和7年度職員用パーソナルコンピュータの賃貸借に関する入札公告(情報システム戦略課)
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請(農業ビジネス支援課)
- 肥料の登録に関する告示(病害虫防除所)
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示 (病害虫防除所)
- 〇 保安林の指定の解除(森づくり課)
- 工事執行管理システム再開発業務委託に関する落札者等の公示(県土整備政策課)
- ヘリコプター (アグスタ式A109 E型 J A323 N) 定期点検及び耐空証明等更新検査の請 負に関する落札者等の公示 (会計課)
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 埼玉県庄和浄水場で使用する電気に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気に関する落札者等の公示(水道管理課)

雑報

○ 埼玉県市町村職員共済組合公告(市町村課)

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十一号

正 する規程をここに 埼玉県公営企業の 公布する。 物品等又は特定役務 \mathcal{O} 調 達 手 続 \mathcal{O} 特 例 を定め る 規 程 \mathcal{O} __ 部 を 改

令和七年七月十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉 公営企 業の 物品等又は 特定役務 0 調達手続の 特例を定める規程 \mathcal{O} __

を改正する規程

埼 玉県公営企業 の物品等 又は 特定 役 務 \mathcal{O} 調達 手 続 \mathcal{O} 特 例 を 定め る 規 程 平 成 七

埼 玉県 公営企業管理規程第十三号) \mathcal{O} 一部を次 \mathcal{O} ように 改正する。

第二条中「、「一連の

調達契約」

及び「、

_

連

 \mathcal{O}

調

達契約」

を

削

る。

第 四条第一項中 \neg $\widehat{}$ 連の調達契約 のう ち最 初 \mathcal{O} 契約 以 外 \mathcal{O} 契約に係る一 般

入札については、二十四日前)」を削る。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 争 改正後の対 入札 に 2 いて 第四条第 適用 _ 項 \mathcal{O} 同 日 規定は、 前 に公告を行 この 規 程 0 た \mathcal{O} 施行 _ 般競 \mathcal{O} 争 日 入 以 後に に 0 公告を行う一般 V て は な お 従

前

 \mathcal{O}

に

よる。

埼玉県告示第五百六十一号

令和七年七月十一日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 令和7年度職員用パーソナルコンピュータの賃貸借 3,510台

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和13年1月31日(金)まで。ただし、翌年度以降において、 歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契 約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和6年埼玉県告示第833 号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しよ

うとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(「資本関係又は人的関係 がある者(以下「同族企業」という。)同士の業務委託に係る同一入札への参 加を制限する運用基準」参照。)。

- (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課ネットワーク・デジタル基盤担当 関根 電話048-830-2282 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報 公開システム」からダウンロードすること。

- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年8月20日(水)午後1時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年8月19日 (火) 午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年8月20日(水)午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和7年8月20日 (水)午後1時15 分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で令和7年7月30日(水)午後4時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年 7 月 14 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 3,510 personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 1:00 p.m., August 20, 2025 By registered mail: 5:00 p.m., August 19, 2025 In person: 10:00 a.m., August 20, 2025

(3) Contact Information:

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Tel. 048-830-2282

埼玉県告示第五百六十二号

ついて、次のとおり公表する。 令和七年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況に

令和七年七月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

埼玉県告示第五百六十三号

条第 農地中間管理機 し裁定の申請があっ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項後段 一項の規定 構 により公告する。 から農地を利用する権利 たので、 同条第二項におい (以下 て読み替えて準用する同法第三十八 「利用権」 という。 の規定により、 \smile の設定に関

令和七年七月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

番一、「「「「「」」」。「「」「「」」「「」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」	所在及び地番
田	地目
一九〇・〇〇	面積(平方メートル)

二 申請に係る農地の利用の現況

農地法第三十三条第一項第一号に該当。

- 三 申 請に係る農地につ 11 ての 申 請 者 1の利用計 画 \mathcal{O} 内容 0 詳 細
- 裁定手続後 農地 中 間管理機構 から借受希望者に農地を貸し 付 け る。
- 兀 希望する利用権 の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の 額

〇円	十年	令和八年一月十五日	千百七十一番一
			埼玉県越谷市大
借賃に相当す	存続期間	利用権の始期	所在及び地番

五 意見書の提出

申 請に 保る農 地 \mathcal{O} 所有者等 は 知 事 に 意見書を提出 することが できる。

イ 提出期限

令和七年七月二十五日

口 提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援理

ハ 記載事項

- (1) る 事務所 意見書を提出 \mathcal{O} 所在地 す 並 る び 者 に \mathcal{O} 代 氏 表 名 者 及 び住所 \mathcal{O} 氏 名 法 人に あ 0 て は、 そ \mathcal{O} 名称及び主た
- ② 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

- (5) (4) (3) 意見の趣旨及びその理由意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- その他参考となるべき事項

(6)

埼玉県告示第五百六十四号

六条第一項の規定により公告する。 項の規定により、令和七年三月二十五日付けで次の肥料を登録したので、同法第十 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一

令和七年七月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

七 埼 一 玉 〇 県 号 第	登録番号		
質 副 肥 産 料 動 植 物	肥料の種類		
ゴ マ 油 か す	肥料の名称		
思報を 思報を 思報を 思想を 一・○ 書を 音を 音を かの 最大 のと おり のと のと おり のと のと おり のと のと おり	その他の規格(%)		
吉岡製油有限会社 古岡製油有限会社	は名称及び住所生産業者の氏名又		

埼玉県告示第五百六十五号

項の規定により公告する。 二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第

令和七年七月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

七 埼 〇 玉 〇 県 号 第	番登
号 第 ————————————————————————————————————	号 録
肥 乾 料 燥	種 肥 料
菌 体	類の
ル マ C モ 	名 肥 料 の
の 項 の 最 る 含 三 り 四 窒素	の 規 その他 格
五 二 令 日 月 和 二 十 十 年	有 登 録 限
サイケーマックス 株式会社 株式会社 大字 桜沢六 百六	又は名称及び住所生産業者の氏名

埼玉県告示第五百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

次 のように保安林の指定を解除する。

令和七年七月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

解除に係る保安林の所在場所

埼玉県狭山市大字上赤坂字妻恋ケ原六○九番一

 \equiv 保安林として指定された目的

耕地の防風

 \equiv 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第五百六十七号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和七年七月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量 工事執行管理システム再開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県県土整備部県土整備政策課建設 D X 推進担当 埼玉県さいたま市浦和区 高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日令和7年6月10日
- 4 落札者の氏名及び住所株式会社長大 東京都中央区日本橋蛎殻町1丁目20番4号
- 5 落札金額 77,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和7年5月9日

埼玉県告示第五百六十八号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和七年七月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕 1 購入等件名及び数量

アグスタ式A109E型へリコプター (JA323N) 定期点検整備及び耐空証明等 更新検査の請負 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁 目15番1号

3 落札者を決定した日 令和7年6月9日

4 落札者の氏名及び住所朝日航洋株式会社 東京都江東区新木場4丁目7番41号

5 落札金額 62,933,200円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日令和7年4月8日

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 令和七年七月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

蓮 田 鴻 巣 線	路線
	名
に限る。) (ただし、関係図面に表示する部分同市東五丁目三九五九番一地先まで同市東五丁目三九五九番一地先まで	供用開始の区間
令和七年七月十一日	供用開始の期日
平成三十年十一月二十七日付け埼玉県 ボレた道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一九五・○○メートル	備考

示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号 告 示

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

令和七年七月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 玉 分 政

		第一〇三号	指定番号
第 一 項 第 四 号	第四十二条	建築基準法	道路の種類
	三日	令和七年七月	指定の年月日
千二百四十二番三地先まで	番八地先から埼玉県東松山市箭弓町一丁目五	埼玉県東松山市箭弓町一丁目五千二百三十九	指定に係る道路の位置
		百三十九 百二十三・八〇	(単位メートル) 指定に係る
		十八・〇〇	(単位メートル) 指定に係る

埼玉県公営企業告示第三十八号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和七年七月十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博之

- 1 物品等の名称及び予定数量 埼玉県庄和浄水場で使用する電気 17,487,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県庄和浄水場総務部総務担当 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地
- 3 落札者の相手方を決定した日 令和7年6月16日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所 株式会社エネット 東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号
- 5 落札金額(税込み)

令和7年10月の計量日 (0:00) から令和8年3月31日 (24:00) まで 基本料金単価 (契約電力1キロワットにつき)

常時供給 1,290 円 00 銭

予備電力 85 円 75 銭

電力量料金単価(使用電力量1キロワット時につき)

その他季昼間時間 19円16銭

夜間時間 15円84銭

令和8年4月1日 (0:00) から令和8年10月の計量日の前日 (24:00) まで 基本料金単価 (契約電力1キロワットにつき)

常時供給 1,470 円 00 銭

予備電力 167円00銭

電力量料金単価(使用電力量1キロワット時につき)

16 円 88 銭

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日

令和7年4月11日

埼玉県公営企業告示第三十九号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和七年七月十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博之

- 1 物品等の名称及び予定数量 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気 33,787,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当 埼玉県三郷市南蓮沼1
- 3 落札者の相手方を決定した日 令和7年6月16日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所 株式会社エネット 東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号
- 5 落札金額(税込み)

令和7年10月の計量日 (0:00) から令和8年3月31日 (24:00) まで 基本料金単価 (契約電力1キロワットにつき)

常時供給 1,290 円 00 銭

予備電力 85 円 75 銭

電力量料金単価(使用電力量1キロワット時につき)

その他季昼間時間 19円13銭

夜間時間 15円81銭

令和8年4月1日 (0:00) から令和8年10月の計量日の前日 (24:00) まで 基本料金単価 (契約電力1キロワットにつき)

常時供給 1,470 円 00 銭

予備電力 167円00銭

電力量料金単価(使用電力量1キロワット時につき)

16 円 71 銭

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日

令和7年4月11日

埼玉県公営企業告示第四十号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和七年七月十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博之

- 1 物品等の名称及び予定数量 埼玉県吉見浄水場で使用する電気 11,879,000 キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県吉見浄水場総務部総務担当 埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198
- 3 落札者の相手方を決定した日 令和7年6月16日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所 株式会社エネット 東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号
- 5 落札金額(税込み)

令和7年10月の計量日(0:00)から令和8年3月31日(24:00)まで 基本料金単価(契約電力1キロワットにつき)

常時供給 1,290 円 00 銭

予備電力 88 円 50 銭

電力量料金単価(使用電力量1キロワット時につき)

その他季昼間時間 18円83銭

夜間時間 15円53銭

令和8年4月1日 (0:00) から令和8年10月の計量日の前日 (24:00) まで 基本料金単価 (契約電力1キロワットにつき)

常時供給 1,470 円 00 銭

予備電力 167円00銭

電力量料金単価(使用電力量1キロワット時につき)

16円61銭

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日

令和7年4月11日

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和六年度決算の要旨を

公告する。

令和七年七月十一日

埼玉県市町村職員共済組合理事長 賴 髙 英 雄

1	員益計算書の要旨	i												(単	位:千円)
ľ	XIII JA PO S P	-								宿泊	宿泊			(-	123.1147
	経理区分	短期	厚生年金保 険	退職等年金	経過的長期	退職等年金	経過的長期	業務	保健	アルヘ゜ンローセ	会 館	貯 金	貸付	物資	財形
	負 担 金	22,999,898		2,833,077	354,255	IX RULE B CE	DARCE BYE	764,582	861,258						
収	掛金(組合員保険料)	22,635,442	34,504,893	2,833,071					850,115						
	施設収入·商品売上									293,548	40,742				
	利息及び配当金	12,449				29,989	16,199	1,811	3,329	3,703	1,804	6,866,145	466	43	
入	その他収入	4,175,950						263,484	116,655	3,201	115,026	304,385	51,632	59,937	390
	他経理から繰入金							130,365		40,000					
	前年度支払準備金	3,567,843													
	計	53,391,582	84,748,514	5,666,148	354,255	29,989	16,199	1,160,242	1,831,357	340,452	157,572	7,170,530	52,098	59,980	390
	給 付	24,946,736													
	役職員給与							279,325	66,002	26,718	23,548	41,823	51,373		
	旅費・事務費							61,380	5,860	2,926	452	5,889	2,952		
	商品仕入									7,630	3				
	飲食材料費									74,582					
	委 託 費							195,326	264,495	79,100	35,142	184,778	18,000	720	
支	支 払 利 息					29,989	16,199					4,743,059	29,982	48,217	390
	連合会払込金	556,863													
	負担金払込金		50,243,621	2,833,077	354,255										
	掛金払込金(組合員保険料払込金)		34,504,893	2,833,071											
	前期高齢者納付金	5,796,997													
	後期高齢者支援金	9,374,836													
Ш	病床転換支援金	4													
	老人保健拠出金														
	退職者給付拠出金	43													
	他経理へ繰入金	130,365							40,000						
	その他支出	7,399,562						598,999	1,472,130	185,603	84,933	46,625	20,813	6,661	
	次年度支払準備金	3,673,250													
	計	51,878,656	84,748,514	5,666,148	354,255	29,989	16,199	1,135,030	1,848,487	376,559	144,078	5,022,174	123,120	55,598	390
	引当期利益金又は 期 損 失 金(△)	1,512,926						25,212	△ 17,130	△ 36,107	13,494	2,148,356	△ 71,022	4,382	
貸	借対照表の要旨														
資	流動資産	11,605,554	3,927,204	363,714	2,381	5,225	1,278,965	1,492,436	2,687,020	1,395,075	1,334,100	32,823,966	1,060,515	23,554	1
産	固定資産					2,881,000	11,054,350	1,382	1	1,838,059	831,355	477,104,888	4,038,957	2,787,745	57,560
	資産合計	11,605,554	3,927,204	363,714	2,381	2,886,225	12,333,315	1,493,818	2,687,021	3,233,134	2,165,455	509,928,854	5,099,472	2,811,299	57,561
負	流動負債	117,431	3,927,204	363,714	2,381			46,857	542,044	20,571	8,874	485,026,136	3,430	878	
	固定負債	3,673,250				2,886,225	12,333,315	213,246	84,096	156,739	686,875	7,472	3,424,204	2,673,000	57,560
債	負債合計	3,790,681	3,927,204	363,714	2,381	2,886,225	12,333,315	260,103	626,140	177,310	695,749	485,033,608	3,427,634	2,673,878	57,560
純	資本剰余金								981	2,130,777	988,151				
資	利益剰余金	7,814,873						1,233,715	2,059,900	925,047	481,555	24,895,246	1,671,838	137,421	1
産	純資産合計	7,814,873						1,233,715	2,060,881	3,055,824	1,469,706	24,895,246	1,671,838	137,421	1
負	債・純資産合計	11,605,554	3,927,204	363,714	2,381	2,886,225	12,333,315	1,493,818	2,687,021	3,233,134	2,165,455	509,928,854	5,099,472	2,811,299	57,561